

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

ジェイグレード合同会社（以下「甲」という。）と労働者代表：古川 達也（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で福祉施設介護員の業務及び事務的職業に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当とする。

（賃金の決定方法）

第3条 対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する地域指数を乗じたものとする。

- (一) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和5年8月29日付職発0829第1号「令和6年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について」（以下「通達」という。）に定める「職業安定業務統計」（厚生労働省）の「E サービスの職業/36 介護サービスの職業/361 施設介護員」及び「C 事務的職業/281 営業・販売事務員」とする。
- (二) 通勤手当については、基本給とは分離し実費支給とし、第6条のとおりとする。
- (三) 地域調整については、滋賀県、京都府、奈良県、大阪府、兵庫県の就業地で派遣就業を行うことから通達別添3に定める滋賀、京都、奈良、大阪、兵庫、和歌山の指數を使うものとする。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表のとおりとする。

- (1) 別表の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

(2) 別表の各等級の職務と別表の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

SSS ランク : 20 年 A ランク : 3 年 D ランク : 0 年

SS ランク : 10 年 B ランク : 2 年

S ランク : 5 年 C ランク : 1 年

2 甲は、第 9 条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の 1 ~ 3 % の範囲で能力手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第 5 条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、社員就業規則に準じて、法律の定めに従って支給する。

第 6 条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第 7 条 対象従業員に対して、別表の一般給与等の 5% (退職金に相当する) の額と同等以上の基本給を設定とする。

(賃金の決定に当たっての評価)

第 8 条 基本給の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は別表の能力・経験調整指標表に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、第 4 条 2 項の昇給の範囲を決定する。

(賃金以外の待遇)

第 9 条 教育訓練 (次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、社員就業規則の規定を準用する。

(教育訓練)

第 10 条 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第 11 条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第 12 条 本協定の有効期間は、2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

2024年3月30日

甲 ジェイグレード合同会社

代表社員 森田 一馬



乙 ジェイグレード合同会社

労働者代表 古川 達也



